

## 安全担当者（引火性液体類等）の講習

### （船員労働安全衛生規則第3条第2項）

#### （1） 指定・登録基準

船員労働安全衛生規則

（安全担当者の資格）

#### 第三条

2 前項の規定によるほか、引火性液体類（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に掲げる引火性液体をいう。）又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質（以下「引火性液体類等」という。）を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

一 第七十七条及び第七十八条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録安全担当者講習」という。）の課程を修了した者であること。

#### （2） 指定・登録法人

法人の名称 : (公財)日本船員雇用促進センター

指定・登録時期 : 昭和58年 4月21日

法人の連絡先 : 〒104-0044 東京都中央区明石町1-29 掖済会ビル

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : (一財)海上災害防止センター

指定・登録時期 : 平成16年11月18日

法人の連絡先 : 〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1  
三菱重工横浜ビル

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

法人の名称 : 船員災害防止協会

指定・登録時期 : 平成17年 1月18日

法人の連絡先 : 〒102-0083 千代田麴町4-5 海事センタービル

指定・登録の理由 : 登録基準に適合しているため。

#### （3） 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし